

工 事 成 績 評 定 要 領

(趣旨)

第1 この要領は、駒ヶ根市が発注する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公正かつ的確な評定を行い、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の範囲)

第2 評定の範囲は、駒ヶ根市が発注する請負工事のうち、1件の予定価格（最終設計価格、消費税を含む。以下同じ。）が500万円以上の建設工事とする。

(評定者)

第3 評定者は、検査職員、担当課長等及び監督職員とし、各評定者の定義は次に掲げるとおりとする。

(1) 検査職員

駒ヶ根市財務規則（昭和54年3月31日規則第21号 以下「規則」という。）第131条により、市長がしゅん工検査を行わせるため指定した職員をいう。

(2) 担当課長等

規則第132条により、検査職員に立会を求められた職員をいう。

(3) 監督職員

規則第130条により、市長が工事の箇所ごとに監督員として指定した職員をいう。

(評定の方法)

第4 評定者は、工事ごとに監督又は検査により確認した事項に基づき、独立して公正かつ公平に評価するものとする。

2 評定は、(別記-1)の工事成績評定表（以下「評定表」という。）及び別記様式第1の工事成績採点表（以下「採点表」という。）、別記様式第2の細目別評定点採点表（以下「細目別採点表」という。）により行うものとする。

3 評定項目の「工事特性」「創意工夫」「社会性等」は当該工事における実施状況を考慮するものとし、該当する請負者はその状況をしゅん工届提出時まで様式第4により提出することができる。

4 評定項目の「法令遵守等」は当該工事における状況を考慮するものとし、工事完了後において事実が生じた場合は評定結果を修正するものとする。

(工事評定点)

第5 工事評定点は、法令遵守等を除き、各評定者の評定点に表-1に掲げる配分率を乗じて求めた点数の合計点数とし、四捨五入により整数として表示する。

表-1 評定者別配分表

評定者	検査職員	担当課長等	監督職員
配分率	0.4	0.2	0.4

2 前第1項及び第2項による評定点に法令遵守等を減じて評定点合計とする。

(評定の時期及び順序)

第6 評定は、被評定工事がしゅん工検査に合格した後、すみやかに実施するものとする。

2 評定の順序は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第1次評定 監督職員
- (2) 第2次評定 検査職員
- (3) 第3次評定 担当課長等

(評定表の提出等)

第7 各課長は、評定を実施した各月ごとに評定表を取りまとめ、翌月の25日までに財政課長に提出するものとする。

2 財政課長は、前項の評定表を取りまとめ、毎年ごとに工事成績結果一覧表を作成し、駒ヶ根市指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評定結果の通知)

第8 市長は、評定者から評定表等の提出があった場合は、遅滞なく、当該工事の請負者に対して、評定の結果を様式第1により通知するものとする。

(評定に係る関係書類の公表)

第9 市長は、評定に係る関係書類について、次の各号の定めるところにより、公表するものとする。

- (1) 駒ヶ根市公式ホームページで公開するもの
 - ①工事成績評定要領
 - ②工事成績評定表、項目別評定点、工事成績採点表等の各様式
- (2) 財政課で閲覧するもの
 - ①工事成績評定要領
 - ②工事成績評定表、項目別評定点、工事成績採点表等の各様式

(説明請求等)

第10 第8による通知を受理した者は、当該通知日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、市長に対し、書面により、評定の内容について説明を請求することができるものとする。

2 市長は、前項による説明を求められた場合は、様式第2により回答するものとする。

3 市長は、第8の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正できるものとする。

4 市長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

附則 この要領は、平成19年10月1日から適用する。

附則 この要領は、平成25年4月1日から適用する。

(様式第1)

平成 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

様

駒ヶ根市長

杉本幸治

印

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。
なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、平成 年 月 日までに書面により説明を請求することができます。疑問の旨に対する説明は、書面により回答いたします。説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- | | | | | | | |
|----|-------------------------|----|-------------------|----|--------|-----------|
| 1 | 工事名・箇所名 | 平成 | 年度 | 工事 | 駒ヶ根市大字 | 工区 |
| 2 | 工 期 | 平成 | 年 | 月 | 日 | ～平成 年 月 日 |
| 3 | しゅん工年月日 | 平成 | 年 | 月 | 日 | |
| 4 | しゅん工検査年月日 | 平成 | 年 | 月 | 日 | |
| 5 | 評 定 点 | 点 | 項目別評定点は、別表1のとおり | | | |
| (5 | 修正評定点 | 点 | 【評定点が修正された場合のみ】) | | | |
| 6 | 送付先及び問い合わせ先 | | | | | |
| | 部 | 課 | 係 | | | |
| | TEL 0265-83-2111 (代) 内線 | | | | | |

(別記-1)

工 事 成 績 評 定 表

平成 年 月 日

駒ヶ根市 部 課

工 事 名			
箇 所 名			
契 約 金 額	当初： 円	最終： 円	
工 期	平成 年 月 日 ~	当初： 平成 年 月 日	
		変更： 平成 年 月 日	
しゅん工年月日	平成 年 月 日		
しゅん工検査年月日	平成 年 月 日		
中間検査年月日	平成 年 月 日	第2回 平成 年 月 日	
請 負 者 氏 名			
現 場 代 理 人 氏 名			
主任(監理)技術者氏名			
評 定 者	評 定 点	職	氏 名
④ 検 査 職 員	点		印
③ 中 間 検 査 職 員	点		印
③ 中 間 検 査 職 員	点		印
② 立 会 人	点		印
① 監 督 職 員	点		印
⑤ 法 令 遵 守 等	点		
⑥ 評 定 点 合 計	点		

注1) 中間検査があった場合 ⑥ = (①×0.4+②×0.2+③×0.2+④×0.2) -⑤

中間検査がなかった場合 ⑥ = (①×0.4+②×0.2+④×0.2) -⑤

2) 中間検査が2回以上あった場合は平均点とする

3) 各評定者の評定点は少数1位までとする

4) 評定点合計は、四捨五入により整数とする

(別表1)

項目別評定点

評価項目	細別	評価点/満点
1. 施工体制	I. 施工体制	点 / 点
	II. 配置技術者	点 / 点
2. 施工状況	I. 施工管理	点 / 点
	II. 工程管理	点 / 点
	III. 安全対策	点 / 点
	IV. 対外関係	点 / 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	点 / 点
	II. 品質	点 / 点
	III. 出来ばえ	点 / 点
4. 高度技術(加点のみ)	I. 高度技術力	点 / 点
5. 創意工夫(加点のみ)	I. 創意工夫	点 / 点
6. 社会性等(加点のみ)	I. 地域への貢献等	点 / 点
7. 法令遵守等(減点のみ)		
評価点合計	(小数点以下四捨五入)	点 / 100点

(様式第2)

平成 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

様

駒ヶ根市長

杉本幸治

印

工事成績評定に係る説明書(回答)

平成 年 月 日付けで説明請求のあった評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工事名 平成 年度 事業 工事
- 2 箇所名 駒ヶ根市 字
- 3 疑問に対する回答

(様式第3)

平成 年 月 日

(提出先) 駒ヶ根市長

所在地
商号又は名称

印

工事成績評定に係る質問書

平成 年 月 日付で貴職から通知のあった評定内容について、下記のとおり質問します。

記

- | | | | | |
|---|------|--------|----|----|
| 1 | 工事名 | 平成 年度 | 事業 | 工事 |
| 2 | 箇所名 | 駒ヶ根市 字 | | |
| 3 | 質問内容 | | | |

4 この件に関する問い合わせ先

〇〇建設(株)
担当者
TEL 0265- -

(様式第4)

平成 年 月 日

(提出先) 駒ヶ根市長

所在地
商号又は名称

印

高度技術、創意工夫、社会性等に関する実施状況について

工 事 名		
工 事 場 所		
工 期		
請 負 代 金		
現 場 代 理 人 名		
実 施 状 況	高 度 技 術	
	創 意 工 夫	
	社 会 性 等	